

報道発表資料の配付日時 4月25日(木) 9時00分

発表項目 (行事名)	優生手術等を受けた方に対する一時金の支給に関する道の対応について
概要	<p>昨日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、公布・施行されたことを受け、道の対応をお知らせします。</p> <p>1 一時金の請求の受付体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現「相談センター」を「相談支援センター」に改め、本日から一時金の申請受付と手続きに関する支援を開始します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>旧優生保護法に関する相談支援センター 電話：0120-031-711 (受付：月～金8：45～17：30 土日祝、年末年始除く) 住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 子ども子育て支援課相談室(7階) FAX：011-232-4240 メール：hofuku.kodomol@pref.hokkaido.lg.jp</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・請求は、郵送で可能です。また、センター及び道立26保健所にて来所での受付も行います(事前に連絡をお願いします)。 ・受付時間外に電話された場合は請求の方法などを自動音声案内します。 ・必要に応じて市町村や施設などへの記録書類の有無などの調査を行うほか、ご本人自ら請求書を作成できない場合は、聞き取りにて代筆するなどの支援を実施します。 ・依頼に応じて、入所されている施設等への出張相談を実施します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>～10連休中の対応について～ 10連休中はセンターは閉庁しますが、郵送により請求できます。 (消印日が受付日となります) また、期間中、請求書様式が入手できない場合は、氏名、生年月日、住所、電話番号と優生保護一時金を請求したい旨を記入した書面をセンターに郵送いただければ、請求を受け、5月7日以降に担当者から改めて連絡させていただきます。</p> </div> <p>2 制度の周知について 今後、道・市町村広報などにより幅広く周知を行っていくほか、障がい者団体や施設、医療機関などの関係機関を通じて幅広く周知していきます。</p>
参 考	
報道(取材)に当たってのお願い	請求に関する上記の相談支援センターの積極的な周知をお願いいたします。
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク
担当(連絡先)	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課(担当者：豊吉) TEL ダイヤルイン 011-206-6343 内線 25-758

きゆうゆうせいほごほうか けうせいしゅじゅつ う かた たい
旧優生保護法下で優生手術などを受けた方に対し、
 いちじきん まんえん しきゆう
一時金320万円が支給されます

へいせい ねん がつ にち ぎいんりつぽう きゆうゆうせいほごほういちじきんしきゆうほう い か ほう
 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法」(以下「法」という)が成立し、公布、施行されました。

ほう ぜんぶん きゆうゆうせいほごほう もと おお かたがた せいしよく ふのう しゅじゅつ ほうしゃ
 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

ほう もと い か じょうけん あ がた てつづ いちじきん
 法に基づき、以下の条件に当てはまる方は、手続きによって一時金320万円を受け取ることができます。

きゆうふきんたいしゅうしゃ い か じょうけん み かた
給付金対象者は以下の条件を満たす方です

い か また がいどう かた げんざい せいぞん かた たいしゅう
 以下の①又は②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります

① 昭和23年9月11日～平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方(母体保護のみを理由として手術を受けた者を除きます。)

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能とする手術または放射線の照射を受けた方(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものではないことが明らかな手術などを受けた方は除きます)

いちじきん せいきゆう てつづきほうほう
一時金を請求するための手続方法

いちじきんを受け取るためには、国に対し、請求書を提出して、認定を受ける必要があります。旧優生保護法に関する相談支援センターにて、請求方法や請求に必要な書類等についてご案内し、請求を支援しますので、請求を希望される方は以下にご連絡ください。

きゆうゆうせいほごほう かん そうだんしえん
旧優生保護法に関する相談支援センター

☎ 0120-031-711 (フリーダイヤル)

受付時間 8:45～17:30 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く)

上記の番号が電話中でつながらない場合は011-206-6343におかけください。

なお、手紙、FAX、メールでのやり取りも可能です。

住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 子ども子育て支援課相談室内

FAX：011-232-4240 メール：hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

○請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式はご相談後、郵送しますが、北海道や厚生労働省のホームページにも掲載しているほか、相談支援センターや道立保健所でもお渡ししています。

道ホームページ

<http://www.hokkaido.lg.jp/hf/kms/yuseiichijikin.htm>



厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyouseiichijikun_04351.html



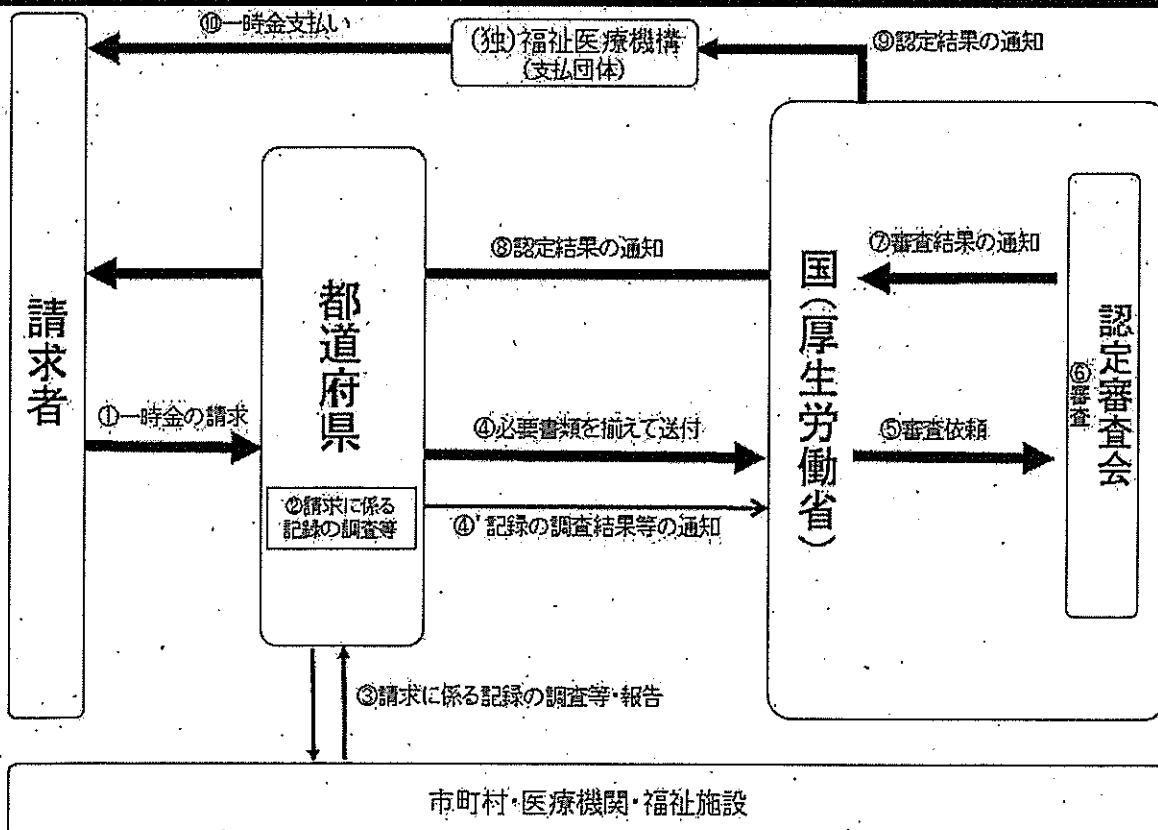
○請求は相談支援センターへの郵送により受け付けますが、窓口での提出を希望する方については相談支援センター又は道立保健所に来所いただき、請求いただくことも可能です。

(※プライバシー保護のため、予約制となりますので、事前に0120-031-711にお電話ください)

請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
（相談支援センターが作成を支援しますので、まずはご連絡ください）
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
なお、診断書など用意するのに時間がかかる書類は、後日、提出いただくことで構いません。
先に請求書とご準備できるもののみ提出ください。
 - ・ 住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
（健康保険証や運転免許証、パスポートなどのコピーでも構いません）
 - ・ 優生手術などを受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書
※これから受診する場合は所定様式に記載してもらうよう、医師にご依頼ください。
 - ※一時金の支給認定の重要な書類となるため、原則提出いただくこととなっていますが、どうしても提出が困難な場合は相談支援センターにご相談ください。
- ・ 上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
- ・ 一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードのコピーなど）
- ・ その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者（親族等）の証言、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

一時金支給手続の流れ（イメージ）



※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合、現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(厚生労働省)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。
※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。

道立保健所一覧及び担当市町村

総合振興局・振興局	保健所名	所在地	電話番号	保健所担当区域
空知総合振興局 保健環境部	保健行政室	岩見沢保健所	068-8558 岩見沢市8条西5丁目1番地 空知合同庁舎内	0126-20-0115 夕張市 岩見沢市 美瑛市 三笠市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町
	滝川地域保健室	滝川保健所	073-0023 滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201 芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 奈井江町 上砂川町 浦臼町 新十津川町 雨竜町
	深川地域保健室	深川保健所	074-0002 深川市2条18番6号	0164-22-1421 深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町
石狩振興局 保健環境部	保健行政室	江別保健所	089-0811 江別市錦町4番地の1	011-383-2111 江別市 石狩市 当別町 新緑津村
	千歳地域保健室	千歳保健所	066-8666 千歳市東雲町4丁目2番地	0123-23-3175 千歳市 恵庭市 北広島市
後志総合振興局 保健環境部	保健行政室	倶知安保健所	044-0001 倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内	0136-23-1951 小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
	岩内地域保健室	岩内保健所	045-0022 岩内郡岩内町字清住252番地1	0135-62-1537 共和町 岩内町 泊村 神楽内村
胆振総合振興局 保健環境部	保健行政室	室蘭保健所	051-8555 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル内	0143-24-9844 室蘭市 登別市 伊達市 豊浦町 社管町 洞爺湖町
	苫小牧地域保健室	苫小牧保健所	053-0021 苫小牧市若草町2丁目2番21号	0144-34-4168 苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むかわ町
日高振興局 保健環境部	保健行政室	浦河保健所	057-0007 浦河町東町ちのみ3丁目1番8号	0146-22-3071 浦河町 様似町 えりも町
	静内地域保健室	静内保健所	056-0005 新ひだか町静内こうせい町2丁目8番1号	0146-42-0251 日高町 平取町 新冠町 新ひだか町
渡島総合振興局 保健環境部	保健行政室	渡島保健所	041-8551 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎内	0138-47-9542 函館市、北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 森町
	八雲地域保健室	八雲保健所	049-3112 八雲町末広町120番地	0137-63-2168 八雲町 長万部町 今金町 せたな町
檜山振興局 保健環境部	保健行政室	江差保健所	043-0043 江差町字本町63番地	0139-52-1053 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町
上川総合振興局 保健環境部	保健行政室	上川保健所	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5988 旭川市、桃加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町
	名寄地域保健室	名寄保健所	096-0005 名寄市東5条南3丁目63番地38	01654-3-3121 士別市 名寄市 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町
	富良野地域保健室	富良野保健所	076-0011 富良野市末広町2番10号	0167-23-3161 富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村
留萌振興局 保健環境部	保健行政室	留萌保健所	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地 留萌合同庁舎内	0164-42-8324 留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
宗谷総合振興局 保健環境部	保健行政室	稚内保健所	097-8525 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2417 稚内市 達弘村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町
オホーツク 総合振興局 保健環境部	保健行政室	網走保健所	093-8585 網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎内	0152-41-0698 網走市 斜里町 清里町 小清水町 大空町
	北見地域保健室	北見保健所	090-8518 北見市青葉町6番6号	0157-24-4171 北見市 美幌町 津別町 訓子府町 蘆野町
	紋別地域保健室	紋別保健所	094-8642 紋別市南ヶ丘町1丁目6番地	0158-23-3108 紋別市 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
十勝総合振興局 保健環境部	保健行政室	帯広保健所	080-8588 帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎内	0155-27-8637 帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
釧路総合振興局 保健環境部	保健行政室	釧路保健所	085-0826 釧路市城山2丁目4番22号	0154-65-5811 釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
根室振興局 保健環境部	保健行政室	根室保健所	087-0009 根室市弥栄町2丁目1番地	0153-23-5161 根室市
	中標津地域保健室	中標津保健所	086-1001 中標津町東1条南6丁目1番地3	0153-72-2168 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

※札幌市にお住まいの方は相談支援センターでお受けします。

保健所で請求書の入手及び請求をご希望の場合は、予約制となりますので、
事前に相談支援センター（0120-031-711）にご連絡ください。